

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-22	5-000290

2 指名停止措置期間 令和4年5月10日～令和4年11月9日（6か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設コンサルタント業務

4 事実概要

パシフィックコンサルタンツ（株）の使用人は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁（呉羽山・城山連絡橋）設計等業務委託」の契約に関し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。その後、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕された。

5 指名停止理由

上記のパシフィックコンサルタンツ（株）の社員が公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕されたことが、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第9号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（7号及び8号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111